

児童虐待「ゼロ」を目指そう!



このような悲惨な被害に遭う子どもが急増しています!

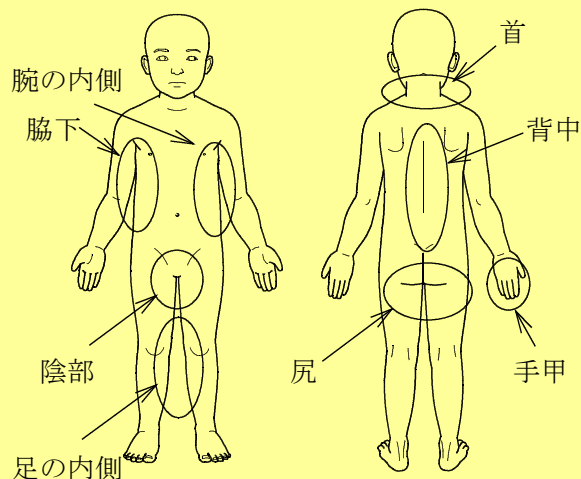
現場の皆さんに知って欲しい3つのポイント

- ① 虐待死の多くは、**軽い虐待**がエスカレートした挙げ句に起きています!
- ② 継続する虐待は、誰かが止めなければ収まりません。**早期対応**が最も重要です!
- ③ 現場の皆さんの「目」と「行動」が、**虐待から子どもを救います。**

児童虐待が疑われる子どもの特徴

「暴行等による虐待」

虐待によって怪我をしやすい部位



- ◎ 左図の部位は、転倒等では怪我しにくい部位です。このような部位の怪我は要注意です!
- ◎ また、以下の怪我には特に注意が必要です。
 - 1 線状の皮下出血 → 「棒で叩かれた!？」
 - 2 色調の違う複数のアザ → 「継続して暴行!？」
 - 3 円形の紅斑、水疱 → 「タバコの痕!？」
 - 4 歯形 → 「噛みつかれた!？」
 - 5 大きなアザ、腫れ
→ 「体重が軽く、力も弱いのに、一人でこんな大怪我するかしら!？」

「ネグレクト」

ネグレクトが疑われるポイント

「栄養失調」
「不衛生」
「愛情不足」

- 基礎疾患がないのに低身長、低体重などの発育不全
- 着衣の汚れ、季節にそぐわない衣服
- 頭髪・爪が伸びたまま放置、体の汚れ
- 虫歯が極端に多い
- 子どもが泣いても放置するなど保護者の態度が不自然

「性的虐待・心理的虐待」

性的虐待が疑われるポイント

- 年齢不相応な性知識、特異な自慰行為、他児の性器を触る、自己の性器を見せる
- 異性への過度な興味や接近
- 排尿等を痛がる。性器や肛門の怪我、膀胱炎・膣炎

心理的虐待が疑われるポイント

- 保護者の顔色をうかがう又は怖がる。家に帰りたがらない
- 兄弟等の場合、親による極端な兄弟間差別、えこひいき



「児童虐待!?!」と思ったら・・・

「児童相談所」若しくは「警察」に通報してください！

- ① 見ぬふり、知らぬふりはいけません。
誰であっても、児童虐待を**通告する義務**があります。

「児童虐待防止法 第6条」

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに～略～児童相談所に通告しなければならない。

- ② 通告により、エスカレートしていく虐待に歯止めをかけ、本来の親子の姿を取り戻すことにつながります。

～実際の虐待当事者の言葉～

「あの時、通告されていなかったら、子どもを殺していたかもしれません。本当に助けてもらったと思います。」

「児童虐待ゼロ」の社会を築くため御協力をお願いします。

児 童 相 談 所

共通ダイヤル 1 8 9 (いちはやく)

群馬県警察本部生活安全部子供・女性安全対策課

電話 027-243-0110 (代表)



上州くん

※ この他、各市町村にも児童虐待の相談窓口があります。